

新規巡回展示物制作の助成に関する応募要項 (令和4年度)

全国科学館連携協議会

1. 助成の目的

全国科学館連携協議会（以下「連携協」という。）では、加盟館が新規に制作する巡回展示物への助成事業を通して、加盟館の交流促進及び科学コミュニケーション活動の活性化に寄与することを目的とします。また巡回展示物の充実に対する加盟館からの要望が多いことから、令和4年度については新規巡回展示物制作の助成について特別枠を設け、巡回展示物・データ提供展示物制作を促進します。

2. 対象展示物

(1) 形式

企画展、パネル展（データ提供による展示物も可）、実験教室向けのツール、実験機器等。

(2) 条件

①制作館での展示後に全国の加盟館に巡回できること。

②巡回にあたっては、以下の仕様を満たすこと。

a. パネルなど破損しにくい展示物は、展示物1梱包のサイズがヤマト便（3辺の合計が200cm以内かつ重さ30kg以内）に収まるようにしてください（複数梱包になっても構いません）。

b. 模型など破損しやすい展示物は、梱包済みの全展示物がJITBOX便台車1台に納まるようにしてください。

c. 発送用専用ケースをつけてください。（ケースの作成費は助成金とは別に支給）

d. データ提供による展示物は、想定印刷サイズA2～B1判でデータを作成し、作成したアプリケーション（例：illustrator、Photoshop、PowerPointなど）のファイル形式およびPDFファイルで納品してください。

3. 助成金

(1) 助成金額

助成する金額は原則として、一般枠20万円（税込）、特別枠50万円（税込）を上限とします。（上限額を超える展示物の場合は、超過分は制作館の負担となります。）

(2) 助成件数

一般枠（20万円上限） 2件程度

特別枠（50万円上限） 3件程度

(3) 助成対象経費

①助成の対象となる経費

・製作費（材料費、製作外注費、デザイン外注費、印刷費など）

②助成の対象外の経費

- ・開発に関わる人件費
- ・協力者への謝金
- ・開発のためのリサーチ費用、旅費、資料収集費、学会参加費、会議費等
- ・消耗品費等

(3) 助成期間

令和6年1月31日まで

4. 応募

(1) 審査項目・観点

- ・科学技術に関する興味喚起を促せるか
- ・話題性、集客性、広報効果が期待できるか
- ・令和5年12月20日までに制作が完了する計画か
- ・輸送にかかる経費が適正であるか

※特別枠については、社会的に関心が高いテーマを扱う展示物を、優先的に採択します。

(2) 応募条件

連携協加盟館であり、該当年度の会費を支払い済であること

(3) 応募書類の提出

以下の様式に記入の上メール添付にてご提出ください。

様式1：「新規巡回展示物制作の助成」申請書

様式1－別紙1：事業計画

様式1－別紙2：事業収支予算書

(4) 応募期間

令和4年7月28日（木）～令和4年10月31日（月）

5. 審査及び助成の決定

事務局審査および役員館の承認を経て決定します。諾否及び助成金額の内定通知については、随時文書で通知します。採択後の大幅な仕様変更は原則として認めません。

6. 支払い

助成金は、原則として制作物納品後に提出された必要書類が適正であると認められた後にお支払いいたします。ただし、業務遂行に支障がある場合は事前に相談してください。

7. 完了報告

本助成対象の展示物の制作完了後に、以下の書類および必要書類を提出してください。

様式2：「新規巡回展示物制作の助成」完了報告書

様式2－別紙1：事業実施報告書

様式2－別紙2：事業収支決算報告書

様式2－別紙3：「新規巡回展示物制作の助成」精算払請求書

上記の必要書類の提出をもって助成金の支払い手続きを行います。

なお、展示物一覧と取扱説明書を、完了報告書提出の1か月以内をめぐりご提出いただきます。

8. 巡回

- ・本助成事業で制作された成果物は、連携協ホームページ等で公開します。
- ・巡回の実施にあたっては、連携協と覚書を締結します。
- ・巡回後、展示実施報告書は連携協事務局が取り纏め、希望があれば制作館に提出します。

9. スケジュール

募集開始	令和4年7月28日
応募書類提出締切	令和4年10月31日
提出書類等に関する質問受付	随時
審査	令和4年11月
結果通知	令和4年11月末予定
制作完了	令和5年12月20日まで
報告書提出	令和6年1月31日まで
助成金の支払い	完了報告書類提出後1か月以内を予定

10. 書類の提出先およびお問い合わせ先

全国科学館連携協議会事務局

E-mail : renkeikyo@miraikan.jst.go.jp

※メールにてご提出ください。

(押印欄については、PDFでの送付もしくは公印省略で差し支えありません)

以上